

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体指定の取消し及び資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

平成27年7月23日

千葉県選挙管理委員会委員長 本木 陸夫

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
仲村 信慶	仲村のぶやす後援会	平成27年6月1日

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
浅野 正明	浅野正明後援会	平成26年12月31日